



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

働き方改革の推進について

本年4月から、働き方改革関連法が順次施行されています。働き方改革関連法に関するご相談は、千葉働き方改革推進支援センター（TEL:0120-17-4864）まで、お問合せください。

<主な内容>

1. 年次有給休暇の確実な取得（施行：平成31年4月1日～）

使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

☞時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、労働者ごとに管理簿を作成しましょう。

2. 時間外労働の上限規制（施行：平成31年4月1日～ ※中小企業は、令和2年4月1日～）

時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とします。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が限度になります。

☞時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

（施行：令和2年4月1日～ ※中小企業は、令和3年4月1日～）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

☞労働者の雇用形態、待遇の状況を確認しましょう。

使用料
無料

ちばのキラリと光る土産品を応援します！

～「ちばの地域資源活用商品ロゴマーク」の作成について～

本県は、豊富な農林水産物や観光資源などに恵まれており、中小企業が活用できる地域資源として、474品目を指定しています。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も来年に迫り、県内中小企業では地域資源を活用した新たな土産品の開発に取り組んでいます。この度、県では、「ちばのキラリと光る優れもの」である地域資源を活用した商品のPRに役立ててもらおうと、チーバくんを活用したロゴマークを作成しました。

中小企業の皆さまの積極的な使用申込みをお待ちしています。

詳細は、ホームページをご覧ください。産業振興課までお問い合わせください。

使用条件等

- ①使用できる者：県内に事業所がある中小企業等
- ②対象商品：県内に事業所がある中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域資源を使用するもの
- ③用途：商品の包装、販促品、ホームページ等への使用

お問合せ先：千葉県商工労働部産業振興課

ベンチャー・地域産業振興班 地域資源担当

電話：043-223-2798

E-mail：sangyo-v@mz.pref.chiba.lg.jp

HP：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/logo.html>

